

第1章

簡易保険郵便年金福祉事業団の 施設運営

■簡易保険郵便年金福祉事業団の発足

1959（昭和34）年3月、第31回通常国会において簡易生命保険法の一部を改正する法律案（家族保険の創設）が可決されるに際し、附帯決議の一項目として「福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上を図るよう努力すべきである」との決議がなされた。これは、日々高まる加入者からの施設拡充の要望とともに、その後の福祉施設のあり方を示すものとなった。

一方、郵政省は、施設の拡充計画を積極的に推進し、将来ますます多様化することが予想される福祉施設を円滑に運営していくために、国の直営から切り離し、国から既設の老人福祉施設、診療施設等の現物出資を受けて運営を行う特殊法人を設立する構想を固めた。その後、郵政省幹部をはじめ関係者による各方面への折衝と予算要求での粘り強い努力が結実し、1962年度予算において特殊法人設立のための出資金等が認められることとなり、「簡易保険郵便年金福祉事業団法案」は第40回通常国会に提出され、1962年3月30日に可決成立、翌31日に「簡易保険郵便年金福祉事業団法」が公布施行された。

また、同法の施行により、簡易生命保険法および郵便年金保険法が一部改正され、郵政大臣が、加入者（簡易生命保険の保険契約者、被保険者および保険金受取人ならびに郵便年金の年金契約者、年金受取人および返還金受取人）の福祉を増進するために必要な施設の設置ができること、その施設の設置と運営を簡易保険郵便年金福祉事業団に行わせることとされた。

その後、設立準備を経て、同年4月27日に「簡易保険郵便年金福祉事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことを目的とする」（事業団法第一条）として、「簡易保険郵便年金福祉事業団」が発足した。これ以降「加入者福祉施設」という名称が用いられることが決定されるとともに、加入者を対象とする施設としてサービスの向上と利用促進が図られることとなった。

加入者福祉施設の運営は、簡易生命保険・郵便年金両事業の経営の一部をなすものであり、事業団が業務を行うにあたっては、郵便局と常に密接に連絡し合い、相互に協力することが法的にも明文化され、郵便局では加入者への周知案内等における協力、窓口での加入者ホーム、保養センターの利用申し込みと郵便局を経由した利用承認の通知が行われることとなった。なお、簡易生命保険法において、加入者福祉施設は「加入者の利用に支障がなく、



簡易保険郵便年金福祉事業団
シンボルマーク

かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる」ものとされた。

また事業団は、施設建設のための出資金および施設運営費の一部に充当するための交付金を政府（簡易生命保険及び郵便年金特別会計）から受けるため、運営にあたっては各種認可事項とともに郵政大臣の監督、承認を受けることになり、さらに国から資本金の全額を出資されているために会計検査院の検査も受けることになった。なお、交付金は概算払で交付され、年度途中において不足額が生じるときは予算変更等により措置し、決算により減額を生じたときは、これを返納することとされた。

このように加入者福祉施設は、事業団の設立を契機として、法的根拠と事業形態が整えられたのである。

事業団設立当初、郵政省から移管された施設は加入者ホーム3か所（熱海、別府、小樽）、診療所29か所であった。

事業団は設立の翌1963年1月、「簡保事業団だより」でシンボルマークのデザインを募集し、635件の応募作品から「簡潔で印象的であること」「事業団の性格を織り込んだもの」「できるだけ明るい感じを与えるもの」に合致するデザインを選定した。制定されたシンボルマークは、「FJ」（福祉事業団のイニシャル）を組み合わせ「カ」（簡易保険）をかたどったもので、1992（平成4）年の設立30周年の前まで用いられた。

■ 加入者福祉施設のあり方の検討

1960年代前半の日本では、1964（昭和39）年の東京オリンピック開催を控えて、交通網の整備やホテル建設が進み、いわゆるレジャーブームが訪れていた。

こうしたなか、1962年4月に簡易保険郵便年金福祉事業団が設立されて、加入者福祉施設の整備拡充を推進する体制が整えられ、同時に加入者の意見を業務の運営に反映させるために、加入者の代表と認められる者および学識経験者からなる「運営審議会」が設置された。そして、1962年10月には「事業団における福祉施設のあり方について」答申が出され、全国の加入者にできる限り公平に利用する機会を提供するため、迅速に数多くの施設を建設することが必要であるとの考え方が示された。

これを受けて、郵政省は1963年10月、「福祉施設拡充5か年計画」を策定した。この計画には、加入者の要望、運営審議会等各方面の意見が取り入れられ、あらゆる層の加入者が世代を超えて共通して利用できる宿泊施設として加入者ホーム、保養センターが多数計画され、福祉施設の拡充が積極的に推進された。

その後も施設増設の要望は年々高まり、1968年3月には、郵政審議会から「特色ある簡易保険とするための方策に関する答申」が出され、「新しい加入者サービス」の必要性について「特に、都市における生活の利便を図るため、都市センター、医療センター、幼稚園、保育所など加入者の新しい要望を取り入れ、その実現を図ることが望ましい」とされた。事業団は、事業環境の変化も鑑みながら1970年までに5回の長期計画を策定し、福祉施設の拡充を進めた（表）。

福祉施設拡充長期計画の概要（事業団設立～1970年度）

計画名称	策定年月 /計画期間	加入者 ホーム	保養 センター	青少年 レク センター	会館	備考
福祉施設拡充 5 か年計画	1963年10月 1964～68年度	3	30		3	・成人病センター新設 2 ・ホームまたはセンターを各県 1
福祉施設建設 5 か年計画	1965年 2 月 1965～69年度	3	32		3	・成人病センター新設 2
福祉施設建設 5 か年計画	1966年 6 月 1967～71年度	2 (3)	13		3	・成人病センター新設 1
第 2 次福祉施設建設長期計画	1968年10月 1969～74年度	3 (7)	8 (5)	4	3	・キャンプセンター新設20 ・福祉センター新設 5
福祉施設 第 2 次拡充長期計画	1970年 8 月 1971～77年度	(6)	26 (8)	3	3	・診療所統廃合 5

※ 1 () は増築

※ 2 福祉センター：中高年向け体力増強施設

※ 3 1982年度に会館、宿泊施設等の新設を中止することが決定したため会館は京都、東京の 2 か所、キャンプセンターは駒ヶ根、阿蘇、能勢の 3 か所で整備を終了

■ 加入者ホームの建設と拡充

高齢者を対象とする加入者ホームは、1955（昭和30）年熱海に初めて開設されて以来、従来になかった新しい型の福祉施設として好評が得られ、別府、小樽に続いて、1962年に和倉加入者ホーム（石川県）が建設された。建物構成は、本館として短期利用者、長期単身者が利用する棟と、長期世帯者が利用する棟の 2 棟で計画されていたが、熱海、別府では、長期世帯用としてバンガロー風一戸建住宅を配し、本館とは徒歩で結んでいた。

一方、小樽、和倉は、立地上、本館と長期世帯者が利用する部分を一体化し、土地の効率化と利用者の利便性、運営上の合理性・機能性を追求した施設となっている。高齢者に対する配慮としてスロープを設け、開放感のある環境づくりに配慮するとともに、閉じこもりがちにならないよう対話の場として娯楽室、談話室、図書室を設けた。この設計思想は、それからの加入者ホームの原点となった。

事業団の設立後も、1963年から66年までは、郵政省建築部が設計・監理を



和倉加入者ホーム



事業団施設課設計・監理第1号の道後加入者ホーム



熱海加入者ホーム（増改築後）

担い、加入者ホームとして白石（宮城県）、白浜（和歌山県）、柏崎（新潟県）、皆生（鳥取県）が建設され、現物出資にて事業団が取得した。なお、この時期の郵政省による設計・デザインには、日本古来の木造建築の手法により、柱梁を露出させた庇付きのスタイルが用いられた。

事業団が設立された1960年代半ばごろからは公害問題が顕在化し、70年代の二度の石油危機を経て安定成長期に入っていくが、施設の建設は順調に推進された。

事業団は、1965年に道後（愛媛県）、鴨川（千葉県）、続いて修善寺（静岡県）、信貴（奈良県、のちの「かんぽの宿 大和平群」）、観音寺（香川県）と次々に加入者ホームを開設した。初期の設計思想を受け継いで本館と長期世帯者用の施設を一体化し、中心部にスロープまたは回廊棟を設けて浴室棟と宿泊棟を接続させた。また長期利用者と短期利用者の対話の場も考慮に入れ、食堂、談話室、娯楽室を並列に配置した。

1968～69年には利用者の多い和倉、白石加入者ホームの増築を行ったが、これは宿泊室のみの増築であり、1970年ごろからは既存の建物を取り壊して増改築を行っている。最も早く開設された熱海ホームでは、多数の待機者が出ていたことを踏まえて長期利用者用の2階建を7階建に増改築し、次いで別府ホームでは短期利用者棟を従来の3倍の規模に改築した（両ホームとも1972年3月完成）。また熱海では1979年4月に別館も増設されている。

なお、1970年に建築基準法の改正があり、防火区画、排煙設備、防煙壁、内装制限等の基準が設けられたことにより、以後の設計では、安全面を一段と重視した施設づくりに取り組んだ。設備に関しては、各種法令も整備され、施設ごとに細部にわたり適合性を追求していく一方で防災設備の充実が図られた。

■ 保養センターの展開

保養センターは、簡易保険・郵便年金の加入者に健全な娯楽および心身の保養に適する施設を提供するために設置することが決定され、加入者サービスの向上を図る趣旨から年齢には制限を設けないこととした。1963（昭和38）年12月には有馬に「簡易保険郵便年金保養センター」が郵政省の施工に



有馬保養センター

より完成、現物出資を受けて、事業団の第1号施設として有馬保養センター（兵庫県）が誕生した。

所得の向上は、余暇の利用として観光・レクリエーションの需要の増大をもたらし、加入者からの強い要望もあって、事業団は、宿泊定員80人程度の規模で、全国の景勝地に施設を建設していった（p.94参照）。その近代的な設備と低廉な利用料は加入者の施設利用に対する関心を一層高めた。

設計では、利用者へのサービスと運営面での合理性とともに、地域活性化のための日帰り利用にも配慮し、厨房、食堂、大広間を連続的に配した。

客室は眺望に配慮した位置とし、浴室は大浴室と小浴室を設けた。また眺望のよい施設では展望室や展望浴場を設け、利用者の要望に応えた。さらにレジャーブームが定着してきたことから奈良（奈良県）、石和（山梨県）、郡山（福島県）、湯田（山口県）、横手（秋田県）の各保養センターには1968年度から71年度にかけてプールを増設するなど、多様化したニーズに対応した施設づくりを進めた。

■ 青少年レクセンターの開設

1969（昭和44）年7月には、青少年層を対象に、スポーツを通じて心身の健全な発達を図る目的で、東京都に「簡易保険東京青少年レクセンター」（のちの「ゆうぼうと世田谷レクセンター」）を開設した。

開設当初からテニスコート5面、野球グラウンド2面、屋外50mプール、子ども用丸型プール3面が設けられ、1973年7月には室内プール、トレーニング室、サウナ、競技場（バレーボール、バスケットボール、テニス、バドミントン、卓球）を備えた体育館もオープンし、年々利用者が増加していった。

また一般利用に加えてスイミングスクールやテニススクールなどを開講し、積極的に加入者の健康増進に努め、スイミングの記録会、テニス大会なども随時開催して好評を博した。



東京青少年レクセンター



増築完成後の三瓶保養センター



三瓶保養センターに宿泊された昭和天皇・香淳皇后両陛下

■ 施設規模の拡大

1960年代後半の簡易保険の新規契約は、毎年保険料、保険金ともに20%を超える高い増加率を示していた。事業団は、簡易保険事業の業績向上と相まって増えつづける加入者の強い要望に応え、等しく受益の機会が行きわたるように施設の拡充に注力した。

こうして事業団設立後10年を経た1971（昭和46）年度末の時点で事業団が設置運営している施設数は、設立後現物出資された施設を含み、加入者ホーム13か所、保養センター45か所、青少年レクセンター1か所、診療所29か所の合計88か所に達した。

観光・レクリエーション需要の増大を背景に、この間には施設規模に関する検討も行われた。保養センターの宿泊定員は当初80人程度であったが、加入者からの強い要望に応え、施設の効率的運営を図るため、1970年度以降の新築については宿泊定員を150人程度の規模とすることとした。

また、利用客が開設当時の予測を超えて増加したため、特に利用率の高い施設の増築を順次実施し、あわせて防火、避難設備等の補強および自家発電装置の整備を行うなど、利用者サービスの向上と安全性の確保に万全を期すこととした。開設後数年のこの時期に増築が実施された施設は1970年の三瓶保養センター（島根県）、73年の湯田（山口県）、鳥羽（三重県）、十勝川（北海道）、磯部（群馬県）の各保養センターおよび鴨川加入者ホーム（千葉県）、1975年の山代保養センター（石川県）である。

1971年4月、新装なった三瓶保養センターには、第22回全国植樹祭への出席のため島根県を訪問された昭和天皇・香淳皇后両陛下が2泊3日滞在され

た。また、1991(平成3)年10月には皇太子殿下(現在の天皇陛下)が第15回全国育樹祭に出席され、三瓶保養センターに宿泊されている。なお、2015年10月に天皇皇后両陛下(現在の上皇皇后両陛下)が別府市に行幸啓されたときには、かんぼの宿別府にて昼食会が行われた。

■ 加入者ホーム・保養センター利用者へのサービス

事業団は、加入者ホームと保養センターの運営にあたり、加入者への周知に努めるとともに、その業務は加入者サービスの一環であるため、1964(昭和39)年10月に「加入者ホーム・保養センター利用者応接心得」を定め、職員の意識を高めることとした。

この「心得」では、事業に要する経費は、簡易保険郵便年金特別会計から、すなわち全加入者の資金によって賄われている。したがって、加入者ホーム・保養センターは、恩恵的なものではなく加入者に対する奉仕の観念と簡易保険事業の経営上生じた剰余金の一部を加入者に還元する一方法としての施設であるため、事業団のサービス精神が施設のすみずみまで行きわたらなければならないとされた。

こうしてスタートした事業団による加入者ホーム・保養センターの運営は、①郵便局を通して周知活動が行われたこと、②環境、設備、利用しやすい料金設定、③サービスなどによって加入者から評価を受け、計画を大幅に上回る反響を呼んだ。

サービスの評価については、利用者への接遇についての講習会や訓練、類似施設の見学などを実施し、向上に努めた結果であった。

保養センターについては1964、65年度に各3か所、1966年度に6か所、1967年度に5か所、1968年度に11か所、1969年度に10か所と急速に拡充が進められていたが(p.94参照)、毎年相当数の申込者が利用できない状況に置かれていたため、できるだけ多くの加入者が利用できるように宿泊日数の制限を行うなど、運営面でも受益機会の平準化が図られた。

加入者ホーム・保養センターの利用者数は、施設の増設と相まって年々急増し、事業団設立の1962年度に6万人であった利用者は、10年後の1971年度には268万人に達した。なお、同年度の年間宿泊利用率(宿泊定員に対する宿泊利用人数)は、加入者ホーム83%、保養センター82%と非常に高い割合であった。このことは、施設の運営に加入者の声が反映され、またこれらの施設が時代の要請に即したものであった証左と言えよう。

■ 診療所と健康診断の充実

事業団設立に際し、郵政省から現物出資を受けた診療所は29か所であった。事業団法施行令に基づき、事業団は医療法上、国と見なされることになったため、医療法施行令の規定により、診療所の開設者としてあらためて事業団名で厚生大臣あて開設の通知を行い、この結果、医療関係業務については事業団が医療法の適用を受けることになった。

さらに、加入者の不利益を是正するため、かねて懸案となっていた健康保険の取り扱いを実施することとし、1964(昭和39)年6月に業務方法書を改正し、診療所が健康保険法の規定による保険医療機関の指定を受けた。



かんぼの宿別府に到着された天皇皇后両陛下

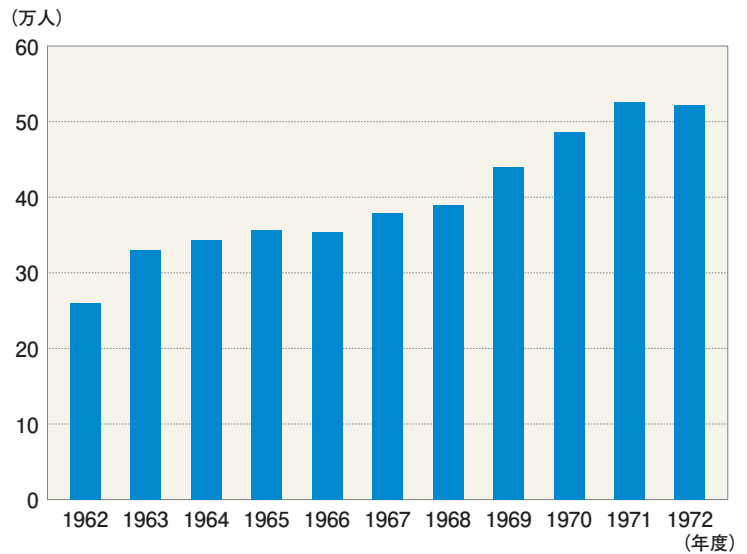


周知用印刷物(白浜加入者ホーム、富山保養センター)



福岡診療所の取扱保険案内表示

診療所利用人数の推移



こうして体制を整えた事業団は、医療技術の進歩に対応するため、老朽化した医療器具を最新鋭のものに更改することとした。日本の疾病構造は1955年ごろを境に大きく変化し、がん、脳卒中、心臓病などの死亡率が上位を占めるようになり、それらの予防、早期発見に力が注がれるようになってきていた。そこで、心電計、胃カメラ、眼底カメラなどを順次配備して、成人病と呼ばれていた疾病に対して診療の比重を移していくこととし、この対策を強化するため、短期間入院して精密検査を行う人間ドック方式の特別健康診断を取り扱うことにした。

特別健康診断は、札幌診療所で初めて導入されることになり、1964年6月に建物の改築が完成し、翌7月から実施された。続いて1966年9月に熊本診療所、同年11月には燕診療所（新潟県）において特別健康診断が開始された。

さらに、利用の便を向上させるとともに診療所の特徴の一つとするため、1971年5月から、全診療所において1日ドック方式の総合健康診断を取り扱うこととした。

事業団設立以前の1950年代後半ごろから、健康保険の普及によって、診療所の受診者数は減少傾向にあったが、事業団設立後、診療設備の充実や健康保険の取り扱い開始、健康診断の強化の結果、1962年度26万人、1963年度33万人、1964年度34万人と増えつづけ、この間に施設の新設がなかったにもかかわらず、1971年度に至っては約2倍の53万人に達した。

■巡回診療による地域貢献

診療自動車や診療船による巡回診療については、診療所ごとに年間出動日数90日程度の計画を立て、地域の郵便局と連携して実施した。受診者数は1日平均50～60人であったが、瀬戸内海の離島での診療船による巡回では1日100人に及ぶこともあり、地域に欠かせないものとなっていた。

当初診療自動車等に搭載したX線装置は、胸部撮影を主とするものであったが、1965（昭和40）年度に大阪診療所の設備更改で成人病（生活習慣病）の早期発見・予防を目的に胃部撮影もできる機械を備えることとし、1971年



かんいほけん丸（2代） 右も2代



かんいほけん丸（3代）

度には全施設での更改を完了した。

また、1952年3月に初代巡回診療船「かんいほけん丸」を配備したが、総トン数16トンの木造小型船であったため活動区域が沿岸に限定され、十分な診療業務を行うことができなかった。1963年3月には90トンの木造船を建造し、X線装置その他の設備を整え、診療活動圏が拡大した。さらに、その後の活動実績の調査を経て、1978年3月には最新式の胃部・胸部X線装置、自動現像機、心電計などを備えた第3代となるかんいほけん丸150トン（鉄鋼船）が総工費2億1110万円で完成し、瀬戸内海域の地域医療に貢献した。

災害応急医療についても、常に応急出動ができるよう準備を整え、風水害、大火、地震等の被災地にいち早く出動した。

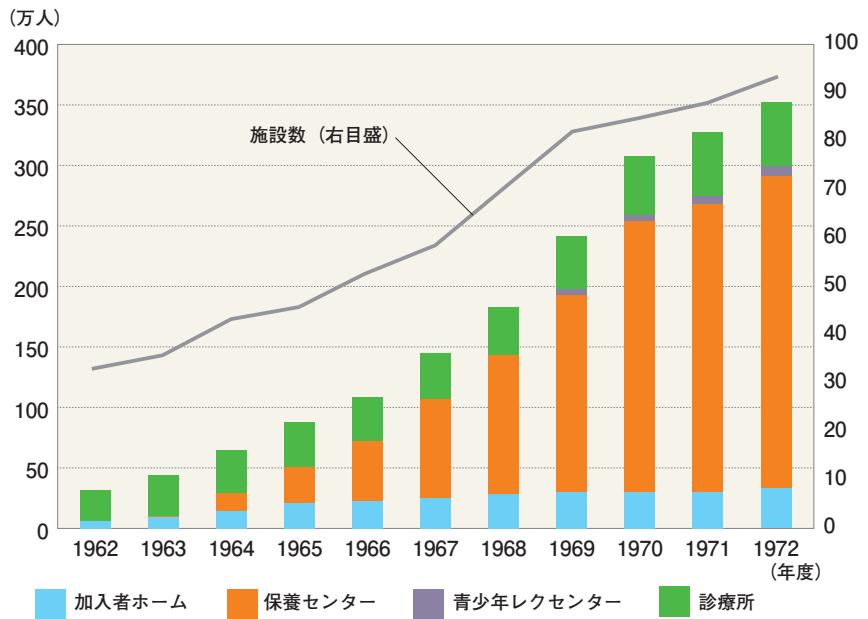
なお、かんいほけん丸は1996（平成8）年8月高松診療所廃止の際に松山診療所に移管され、2003年2月に松山診療所と同時に廃止となった。

■ 政府の行財政改革と事業団の運営

この時期の日本経済は順調な成長を続け、国際収支の黒字幅と国民総生産（GNP）の規模は拡大したが、その一方で、国の財政についてはしばしば歳入不足が発生するようになり、1965（昭和40）年には戦後初めて赤字国債を発行した。

GNPがアメリカに次いで第2位となった1968年10月、「行政改革計画（第1次）」（3か年計画）が閣議決定され、各省庁の所管する許認可の1割余を

加入者福祉施設利用人数と施設数の推移



廃止することとなった。さらに翌1969年7月には「行政改革計画（第2次）」が閣議決定され、許認可等について廃止等が追加された。

続いて1970年11月には、国家行政組織法等の改正および地方支部局等の整理再編成を内容とする閣議決定がなされたが、この中には設立目的を達した特殊法人や社会情勢等の変化に伴い存続の必要性が乏しくなった特殊法人を整理するとともに、類似の業務を営む法人を統合する旨の一項も含まれていた。

また、国家公務員の規定定員については、1968年度以降3年間に5%をめぐりとして計画的に削減を行うこともすでに閣議決定されており、国の特殊法人である事業団にとっても例外ではなかった。福祉施設の拡充が図られる一方で、財政バランスの観点から、一層の効率的運営が望まれるという複雑な様相を呈したのである。

1970年には長期計画の「加入者ホーム、保養センターのいずれかを各県1か所程度設置」という目標がほぼ達成されるなど、高度経済成長と簡易保険事業の業績向上を基盤に、事業団は施設の効率運営に努めながら、施設の急速な拡充・整備を進めていった。